

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
茨城県	無		無		無		無		無		2008/5/1
水戸市	無		無		無		無		無		2007/5/11
日立市	有	1.就労移行支援事業所の利用者全員を対象に、利用料の1/2を平成20年6月分まで助成。2.自立支援法施行時、既に市内のグループホームに入居している者のうち、就労していない者に対し、家賃の1/2を平成20年度まで助成。3.自立支援法施行時、既に市外のグループホームに入居している者のうち、年金収入のない者に対し、生活費として5,000円/月を平成20年度まで助成。	無		無		無		無		2008/5/1
土浦市	無		無		無		無		無		2006/12/30
古河市	無		無		無		無		無		2008/5/1
石岡市	無		無		無		有	補装具、日常生活用具の自己負担(15,000円まで)助成 19年度廃止	無		2006/12/30
結城市	無		無		無		無		無		2008/5/1
龍ヶ崎市	無		無		無		無		無		2007/5/11
下妻市	有	市通所施設の利用料経過措置(合併前の利用料が異なるため、3年で同一となるよう利用料を段階的に助成)	無		無		無		無		2008/5/1
常総市	検		検		検		有		無		2007/5/11
常陸太田市	有	所得制限なしで、1割負担の半額を助成。平成19年4月から実施。平成20年度も継続して実施。	有	所得制限なしで、1割負担の半額を助成。平成19年4月から実施。平成20年度も継続して実施。	有	所得制限なしで、1割負担の半額を助成。平成19年4月から実施。平成20年度も継続して実施。	有	所得制限なしで、1割負担の半額を助成。平成19年4月から実施。平成20年度も継続して実施。	無		2008/5/1
高萩市	無		無		無		無		無		2006/12/30
北茨城市	無		無		無		無		無		2006/12/30
笠間市	無		無		無		無		無		2006/12/30
取手市	無		無		無		無		無		2008/5/1
牛久市	無		有	児童デイサービス利用料減免あり	無		無		無		2008/5/1
つば市	無		無		無		無		無		2008/5/1
ひたちなか市	無		無		無		無		無		2007/5/11
鹿嶋市	無		無		無		無		無		2008/5/1

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
潮来市	無		無		無		無		無		2007/5/11
守谷市	無		無		無		無		無		2008/5/1
常陸大宮市	無		無		有	自立支援医療(精神通院) 自己負担額全額助成	無		無		2006/12/30
那珂市	無		無		無		無		無		2008/5/1
筑西市	無		無		無		無		無		2008/5/1
坂東市	無		無		有	自立支援医療(精神通院)の 自己負担額1/2助成 (上限額4,000円)	無		無		2007/5/11
稲敷市	無		無		無		無		無		2008/5/1
かすみがうら市	無		無		無		有	補装具の購入修理に伴う本人 又は扶養義務者から徴収す る費用負担額の半額を助成。 (かすみがうら市補装具費用 負担額助成要項(平成18年 11月21日告示第96号)第4条 を参照)	無		2008/5/1
桜川市	無		無		無		無		無		2008/5/1
神栖市	無		無		無		無		無		2006/12/30
行方市	無		無		無		無		無		2006/12/30
銚田市	無		無		無		無		無		2007/5/11
つくばみらい市											
小美玉市	無		無		無		無		無		2008/5/1
茨城町	無		無		無		無		無		2006/12/30
大洗町	無		無		無		無		無		2007/5/11
城里町	無		無		有		有		無		2006/12/30
東海村	無		無		有	自立支援医療(精神通院) 自己負担額(上限額4,000円) 助成	無		無		2006/12/30
大子町	無		無		無		無		無		2008/5/1
美浦村	無		無		無		無		無		2008/5/1
阿見町	無		無		無		無		無		2007/5/11
河内町	無		無		無		無		無		2006/12/30
八千代町	無		無		無		無		無		2008/5/1
五霞町	無		無		無		無		無		2008/5/1
境町											
利根町	無		無		無		無		無		2006/12/30

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
栃木県	無		無		無		無		無		2008/5/1
宇都宮市											
足利市	無		有	幼児(小学校就学前の者)の利用者負担については全額補助(無料)としている	無		無		無		2008/5/1
栃木市											
佐野市											
鹿沼市	無		無			自立支援医療、自己負担分を市で負担	有	補装具の利用者負担を市で負担	無		2008/5/1
日光市											
小山市											
真岡市	無		無		無		無		無		2008/5/1
大田原市											
矢板市											
那須塩原市											
さくら市											
那須烏山市											
下野市											
上三川町	無		無		有	自立支援(更生)医療の低所得者層について自己負担分を免除	無		無		2008/5/1
西方町											
二宮町	無		無		無		無		無		2008/5/1
益子町											
茂木町											
市貝町	無		無		無		無		無		2008/5/1
芳賀町	無		無		無		無		無		2008/5/1
壬生町	無		無		無		無		無		2008/5/1
岩舟町	有	利用者が負担する利用料の上限は福祉サービス費と日常生活用具等給付事業を除いた地域生活支援事業の利用料を合算した額としている。	有	児童サービスを利用した者については、利用者負担額の1/2を限度として事業所の種類及び利用時間に応じて別表に定める額を助成する。	無		無		無		2008/5/1

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
野木町											
大平町											
藤岡町											
都賀町											
塩谷町											
高根沢町											
那須町											
那珂川町											

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
群馬県	有	負担上限額引下 (県3/4、市町村1/4) (入所施設、グループホーム利用者除く) 低所得 1,875円 低所得 3,075円 一般 (市町村民税所得割16万円未満) 4,650円 (市町村民税所得割16万円以上) 18,600円 グループホーム、ケアホーム家賃補助 (県3/4、市町村1/4) 1万円超える額の1/2(7500円上限)	有	負担上限額引下 (県3/4、市町村1/4) (入所施設、グループホーム利用者除く) 低所得 1,875円 低所得 3,075円 一般 (市町村民税所得割16万円未満) 4,650円 (市町村民税所得割16万円以上) 18,600円 若年保護者対策 (県10/10) 20歳未満の障害児施設利用保護者負担上限額引下と食光熱水費補助	無		無		有	通園施設 (県3/4、市町村1/4)人件費分 (420円)の1/2補助 市町村民税所得割16万円以上対象	2008/5/1
前橋市	有	在宅でサービスを利用する低所得者・、一般世帯のうち資産要件満たす世帯を対象に利用上限月額をさらに1/2まで軽減。(群馬県緊急対策 H20.7以降の対策検討中)	有	在宅でサービスを利用する低所得者・、一般世帯のうち資産要件満たす世帯を対象に利用上限月額をさらに1/2まで軽減。(群馬県緊急対策 H20.7以降の対策検討中)	無		無		有	通所施設利用者のうち負担軽減策のない一般世帯 (所得割16万以上)世帯を対象に人件費分 (420円)の1/2を支給。(群馬県緊急対策)	2008/5/1
高崎市	有	・県単位で実施する通所・在宅サービスの負担上限額の助成 (20年7月以降は不明) ・高崎市独自の入所者入居者への助成 (非課税世帯の負担上限を2/3にする)	有	県単位での通所、在宅児への助成	無		無		無		2008/5/1
桐生市	無		無		無		無		無		2008/5/1
伊勢崎市											
太田市	無		無				有	児童の補装具と障害福祉サービスを統合して上限額の設置	無		2008/5/1
沼田市											
館林市											
渋川市	無		無		有	自立支援医療 (精神通院公費)の自己負担額助成	無		無		2007/6/1
藤岡市	無		無		無		無		無		2007/5/11
富岡市											
安中市	無		無		無		無		無		2008/5/1

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
みどり市	有	福祉サービス利用者及び扶養義務者に対して、月々の利用者負担額(国・県の軽減策の金額)の1/4以内において補助を実施	有	福祉サービス利用者及び扶養義務者に対して、月々の利用者負担額(国・県の軽減策の金額)の1/4以内において補助を実施	無		無		無		2008/5/1
富士見村											
榛東村	無		無		無		無		無		2008/5/1
吉岡町											
吉井町	有	・上限月額1/4対象者について更にその1/2が上限となる補助。・所得割16万以上で資産要件が該当する場合は、上限月額が18,600円となる補助。上記いずれも20年度までの補助。在宅サービス(通所を含む)利用者のみ。	有	・上限月額1/4対象者について更にその1/2が上限となる補助。・所得割16万以上で資産要件が該当する場合は、上限月額が18,600円となる補助。上記いずれも20年度までの補助。在宅サービス(通所を含む)利用者のみ。	無		無		有	通所サービス利用者のうち、所得割16万円以上で資産要件に該当する場合は、食事代1食につき210円を平成20年度まで補助。但し食事提供体制加算該当施設のみ。	2008/5/1
上野村											
神流町											
下仁田町											
南牧村											
甘楽町											
中之条町	有	・平成19年度は、群馬県下一斉に県単補助事業として実施。国の軽減後の通所・在宅サービスの利用者負担上限額を更に1/2にする事業を行った。平成20年7月以降の継続は未定。 ・町単補助成事業はない。	有	・上記同様、群馬県の単独補助事業として実施。 ・町単補助成事業はない。	無		無		有	・上記同様、群馬県の単独補助事業として実施。一般世帯の食費の人件費相当額の1/2のみを補助する。 ・町単補助成事業はない。	2008/5/1

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
長野原町											
嬭恋村											
草津町	無		無		無		無		無		2008/5/1
六合村	無		無		無		無		無		2008/5/1
高山村											
東吾妻町	無		無		無		無		無		2008/5/1
片品村											
川場村											
昭和村											
みなかみ町	有	居宅サービス、通所施設利用者を対象に国の利用者負担軽減措置から更に5割を補助。グループホーム利用者の家賃の一部補助。	有	居宅サービス、通所施設利用者を対象に国の利用者負担軽減措置から更に5割を補助。	無		無		有	食事提供体制加算の5割を補助	2008/5/1
玉村町											
板倉町											
明和町											
千代田町											
大泉町											
邑楽町	有	低所得者・を対象に利用上限額の50%を平成20年まで補助(資産が500万円以下)	有	低所得者・を対象に利用上限額の50%を平成20年まで補助(資産が500万円以下)	無		無		有	市町村民税非課税世帯(資産500万円以下)を対象に通所施設利用者に平成20年まで補助	2008/5/1

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
埼玉県	無		無		無		無		無		2008/5/1
さいたま市	有	入所施設を除く障害福祉サービス及び地域生活支援事業を利用する低所得世帯を対象に、定率負担額の2分の1と国軽減後の利用者負担額とを比較して低額のほうを適用し、市の施策が上回る場合には償還払いとして助成する	有	入所及び通園の障害児施設利用者の内、児童手当受給基準に準じた所得要件に該当する世帯を対象に、定額負担額の2分の1と国軽減後の利用者負担額とを比較して低額の方を適用し、市の施策が上回る場合には償還払いとして助成する。(児童の障害福祉サービス及び地域生活支援事業については同上)	無		有	市町村民税非課税世帯の利用者負担を全額助成し、市町村民税課税世帯のうち所得割額16万円未満の世帯については上限額を9,300円とする(いずれも平成20年度までの経過措置)	無		2008/5/1
川越市	無		有	市立ひかり児童園(児童デイサービスに相当)の利用料金額無料(市民に限る)但し、食事負担は自己負担あり	無		無		無		2008/5/1
熊谷市	無		無		無		無		無		2007/6/1
川口市	無		無		無		無		無		2008/5/1
行田市	無		無		無		無		無		2007/5/11
秩父市	無		無		無		有	利用負担額全額補助	無		2008/5/1
所沢市											
飯能市	無		無		無		有	障害者自立支援法第76条により認定された自己負担金の助成	無		2008/5/1
加須市	無		無		無		無		無		2008/5/1
本庄市											
東松山市	無		無		無		無		無		2008/5/1
春日部市	無		無		無		無		有	障害児通園施設において、食費全額補助	2008/5/1
狭山市	無		無		有	自立支援医療(更生医療と育成医療)の利用者負担額補助(尚、重度医療対象者は重度医療で助成)	有	補装具の自己負担金を補助	無		2008/5/1
羽生市	無		無		無		無		無		2007/5/11
鴻巣市											
深谷市	有	地域生活支援事業で低所得者・の方を対象に自己負担金を全額補助	有	機能回復通園費の一部助成	有	自立支援医療(精神通院)低所得の方の自己負担分を全額補助 自立支援医療(更生医療)負担額全額補助	有	日常生活用具と補装具の利用負担額全額補助	無		2008/5/1



	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
上尾市	無		有	市運営の知的障害児通園施設利用者負担額を所得階層に応じ、国基準0～7%まで軽減	無		無		有	市運営の知的障害児通園施設利用者の食費全額補助	2008/5/1
草加市											
越谷市	無		無		有	精神障害者保健福祉手帳(1級)所持者に対し、自立支援医療(精神通院)を利用した際の自己負担額分の医療費を助成している	無				2008/5/1
蕨市	無		検	通所施設利用者の負担軽減を検討中	無		有	低所得、に対し、利用負担全額補助	無		2006/12/30
戸田市	有	通所施設利用者に対し、利用者負担額(食費提供加算分を除く)を補助(平成20年度のみ。市内デイケア施設利用料との均衡を図るため)	有	児童施設利用者で20歳未満の者の保護者に対し、未就学児通所施設負担額の2/3助成 就学児 措置時と比較して負担が増えた分(利用者負担額+食費分)の1/2	有	自立支援医療(精神通院)について申請により医療機関に支払った額の半額を助成(償還払い)	有	補装具費の支給事業に係る決定自己負担額について全額市単独で助成(現物支給)	有	児童施設利用者で20歳未満の者の保護者に対し、未就学児通所施設負担額の2/3助成 就学児 措置時と比較して負担が増えた分(利用者負担額+食費分)の1/2	2008/5/1
入間市	無		無		無		無		無		2008/5/1
鳩ヶ谷市											
朝霞市	有	低所得 利用負担額50%助成 低所得 利用負担額25%助成	有	障害児施設 低所得 利用負担額50%助成 低所得 利用負担額25%助成	有	精神障害者の通院医療費公費負担制度の利用者の自己負担金を助成	有	低所得 利用負担額50%助成 低所得 利用負担額25%助成	無		2006/12/30
志木市	無		無		無		無		無		2008/5/1
和光市	無		無		無		無		無		2008/5/1
新座市											
桶川市											
久喜市											
北本市											
八潮市	有	障害福祉サービス・移動支援・身体障害者デイサービスの利用者負担の合算額が、低所得 3,750円、低所得 6,150円を超えた場合、その超えた額を補助する。	無		無		有	市民税非課税の場合、4,000円を上限として補助	無		2008/5/1
富士見市	無		無		無		有	補装具については低・を 対象に負担額の50%を補助 日常生活用具については低・ を対象に負担額の50%を補助	無		2008/5/1

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
三郷市	無		無		無		無		無		2008/5/1
蓮田市	無		無		無		有	利用者負担について、全額市で助成(所得制限なし)	無		2008/5/1
坂戸市	無		無		無		無		無		2008/5/1
幸手市											
鶴ヶ島市											
日高市	無		無		無		無		無		2007/5/11
吉川市	無		無		無		無		無		2007/5/11
ふじみ野市	無		無		無		有	資産状況に応じて上限額を国の1/2に設定	無		2008/5/1
伊奈町	無		無		無		有	自己負担分(1割)に対する補助	無		2008/5/1
三芳町	無		無		無		有	利用負担上限額を1/2に設定	無		2006/12/30
毛呂山町	無		無		無		無		無		2008/5/1
越生町	無		無		無		無		無		2008/5/1
滑川町											
嵐山町	有	利用負担額の軽減 低所得 負担額30%補助 低所得 負担額10%補助	有	利用負担額の軽減 低所得 負担額30%補助 低所得 負担額10%補助	無		有	利用負担額の軽減 低所得 負担額30%補助 低所得 負担額10%補助	無		2007/5/11
小川町	無		無		無		無		無		2008/5/1
川島町	有	居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護、短期入所の利用負担を低所得 に対し1/2助成	有	居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護、短期入所の利用負担を低所得 に対し1/2助成	無		有	低所得 に対し 負担額1/2を助成	無		2007/6/1
吉見町											
鳩山町	無		無		無		無		無		2008/5/1
ときがわ町	無		無		無		無		無		2008/5/1
横瀬町	有	地域生活支援事業 移動支援と日中一時支援事業の世帯の利用料の合計が、基準上限額(自立支援給付同様)をこえた場合、高額サービス費として支給	有	障害者と同様	無		無		無		2008/5/1
皆野町	無		無		無		無		無		2008/5/1
長瀨町	無		無		無		無		無		2007/5/11
小鹿野町											
東秩父村											
美里町											
神川町											
上里町											

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
寄居町											
騎西町											
北川辺町											
大利根町	無		無		無		無		無		2008/5/1
宮代町	無		無		無		無		無		2008/5/1
白岡町	無		無		無		無		無		2008/5/1
菫蒲町											
栗橋町	無		無		無		無		無		2008/5/1
鷲宮町											
杉戸町	無		無		無		無		無		2007/5/11
松伏町	無		無		無		無		無		2008/5/1

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
千葉県	無		無		無		無		無		2008/5/1
千葉市	有		有	激変緩和措置について	無		有		無		2008/5/1
銚子市	無		無		無		無		無		2008/5/1
市川市	有	低所得者 の利用上限額を15,000円に一般のうち均等割り世帯の利用上限額を24,600円に設定し平成20年度まで補助	有	低所得者 の利用上限額を15,000円に一般のうち均等割り世帯の利用上限額を24,600円に設定し平成20年度まで補助	無		有	補装具、日常生活用具、障害福祉サービス、移動支援、訪問入浴日中一時支援の利用者負担を統合した上限額を設定し平成20年度まで補助	無		2008/5/1
船橋市	有	障害福祉サービス、補装具、地域生活支援事業を合算した負担上限額設定 地域生活支援事業は、低所得、市民税均等割に対し利用者負担なし (平成20年度まで)			有	障害福祉サービス、補装具、地域生活支援事業を合算した負担上限額設定 地域生活支援事業は、低所得、市民税均等割に対し利用者負担全額補助 (平成20年度まで)	有	障害福祉サービス、補装具、地域生活支援事業を合算した負担上限額設定 地域生活支援事業は、低所得、市民税均等割に対し利用者負担全額補助 (平成20年度まで)	無		2008/5/1
館山市	無		無		無		無		無		2006/12/30
木更津市											
松戸市	有	利用者負担上限月額 <b>通所・在宅サービス</b> 生活保護 0円 低所得 (収入80万円未満) B 3,750円 低所得 (上記以外) 6,150円 (通所のみ3,750円) 一般 (市民税均等割10万円未満) B 9,300円 (市民税所得割10万円以上) B 37,200円 <b>入所・居住系サービス、地域生活支援事業</b> <b>総合月額負担上限額</b> 生活保護 0円 低所得 15,000円 一般 (市民税所得割) 24,600円 (上記以外) 37,200円	無		無		有	<b>補装具</b> <b>総合月額負担上限額</b> 生活保護 0円 低所得 15,000円 一般 (市民税所得割) 24,600円 (上記以外) 37,200円	有	こども発達センター (身体知的障害児 通園施設)の給食 費負担上限額 7,500円	2007/5/11
野田市	無		無		無		無		無		2008/5/1

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
茂原市	無		無		無		無		無		2008/5/1
成田市	有	資産について本人のみを適用。一般の16万円以上の階層を利用上限額を18,600円とした	有	資産について本人のみを適用。一般の16万円以上の階層を利用上限額を18,600円とした	無		有	補装具の利用者負担1割を全額助成	無		2008/5/1
佐倉市											
東金市											
旭市											
習志野市	無		無		無		無		無		2008/5/1
柏市	無		無		無		有	課税状況等により、利用者負担額の助成を行っている。補装具、障害福祉サービス、日常生活用具、日中一時支援、外出介護の利用者負担について、総合上限を設けている。(世帯単位の上限)	無		2008/5/1
勝浦市	無		無		無		無		無		2008/5/1
東庄町											
大網白里町	無		無		無		無		無		2008/5/1
九十九里町											
芝山町	無		無		無		無		無		2008/5/1
横芝光町											
市原市	有	障がい福祉サービスを利用し、さらに他に、自立支援医療(旧更生医療)補装具・地域生活支援事業のいずれかを利用した際の、定率1割負担が所得に応じた4区分(0円から37200円)の月額負担上限を超えた場合に、申請に基づいて超えた分を助成する。	有	障がい福祉サービスを利用し、さらに他に、自立支援医療(旧更生医療)補装具・地域生活支援事業のいずれかを利用した際の、定率1割負担が所得に応じた4区分(0円から37200円)の月額負担上限を超えた場合に、申請に基づいて超えた分を助成する。	有	障がい福祉サービスを利用し、さらに他に、自立支援医療(旧更生医療)補装具・地域生活支援事業のいずれかを利用した際の、定率1割負担が所得に応じた4区分(0円から37200円)の月額負担上限を超えた場合に、申請に基づいて超えた分を助成する。	有	世帯の市民税の所得割の合計額が20万円未満の場合には、利用者負担無し	無		2008/5/1
長生村											
白子町											
長柄町											
長南町											
大多喜町	無		無		無		無		無		2008/5/1

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
御宿町											
流山市	有	利用者負担上限月額 介護給付費、訓練等給付 費、地域生活支援事業 生活保護 0円 市民税非課税 (収入80万円未満) 3,750円 (上記以外) 6,150円 市民税課税 (市民税均等割10万円未満) B 9,300円 (市民税所得割10万円以上) B 37,200円 総合月額負担上限額 生活保護 0円 市民税非課税 (収入80万円以下) 15,000円 (上記以外) 24,600円 市民税課税 37,200円	有	利用者負担上限月額 介護給付費、訓練等給付 費、地域生活支援事業 生活保護 0円 市民税非課税 (収入80万円未満) 3,750円 (上記以外) 6,150円 市民税課税 (市民税均等割10万円未満) B 9,300円 (市民税所得割10万円以上) B 37,200円 総合月額負担上限額 生活保護 0円 市民税非課税 (収入80万円以下) 15,000円 (上記以外) 24,600円 市民税課税 37,200円	無		有	補装具、日常生活用具 総合月額負担上限額 生活保護 0円 市民税非課税 (収入80万円以下) 15,000円 (上記以外) 24,600円 市民税課税 37,200円	無		2008/5/1
八千代市											
我孫子市	有	介護給付と地域生活支援事業 (日常生活用具を除く)の1ヶ月 の利用者負担額の合計が、自 立支援法の負担上限月額を超 えた額について助成。また、自 立支援法の世帯の範囲の取り 扱いについて、住民票上同じ世 帯でも税制が被扶養者でなけ れば、医療保険の状況に関わり な(障害者とその配偶者を世帯 とし、負担上限を決定し差額分 を助成。	有	介護給付と地域生活支援事業 (日常生活用具を除く)の1ヶ月 の利用者負担額の合計が、自 立支援法の負担上限月額を超 えた額について助成。また、自 立支援法の世帯の範囲の取り 扱いについて、住民票上同じ世 帯でも税制が被扶養者でなけ れば、医療保険の状況に関わり な(障害者とその配偶者を世帯 とし、負担上限を決定し差額分 を助成。	無		無		無		2008/5/1
鴨川市											
鎌ヶ谷市											
君津市											
富津市	無		無		無		無		無		2008/5/1
一宮町											
睦沢町											

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
浦安市	有	市民税非課税世帯は利用者負担ゼロ 市民税課税世帯は障害福祉サービスと地域生活支援事業を統合した上限額を設けている。 (成人の場合は本人のみの収入で見る)負担軽減は平成20年度まで実施。	有	市民税非課税世帯は利用者負担ゼロ 市民税課税世帯は障害福祉サービスと地域生活支援事業を統合した上限額を設けている。 (成人の場合は本人のみの収入で見る)負担軽減は平成20年度まで実施。	無		有	障害福祉サービス及び地域生活支援事業と補装具の利用者負担を統合した上限額を設けている	無		2008/5/1
四街道市											
袖ヶ浦市	無		無		無		無		無		2008/5/1
八街市											
印西市											
白井市											
富里市	有	障害福祉サービス、補装具、地域生活支援事業の負担上限額設定を統合し、償還払いをしている。	有	障害福祉サービス、補装具、地域生活支援事業の負担上限額設定を統合し、償還払いをしている。	無		有	障害福祉サービス、補装具、地域生活支援事業の負担上限額設定を統合し、償還払いをしている。	無		2008/5/1
南房総市	無		無		無		無		無		2008/5/1
匝瑳市	有	障害福祉サービス又、補装具、地域生活支援事業を合算した負担上限額設定。	有	障害福祉サービス又、補装具、地域生活支援事業を合算した負担上限額設定。	無		有	障害福祉サービス又、補装具、地域生活支援事業を合算した負担上限額設定。	無		2008/5/1
香取市	有	障害福祉サービス又、補装具、地域生活支援事業を合算した負担上限額設定。負担上限額を超えた分を助成(平成20年度)	有	障害福祉サービス又、補装具、地域生活支援事業を合算した負担上限額設定。負担上限額を超えた分を助成(平成20年度)	無		有	障害福祉サービス又、補装具、地域生活支援事業を合算した負担上限額設定。負担上限額を超えた分を助成(平成20年度)	無		2008/5/1
山武市	無		無		無		無		無		2008/5/1
いすみ市											
酒々井町											
印旛村											
本埜村											
栄町											
神崎町	無		無		無		無		無		2008/5/1
多古町	無		無		無		無		無		2008/5/1
鋸南町											

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
東京都	有	低所得 世帯に対し ホームヘルプ利用負担を3%に軽減。(平成20年度まで)	有	低所得 世帯に対し ホームヘルプ利用負担を3%に軽減。(平成20年度まで)	有	低所得 世帯の通院医療費(精神)は無料。知的障害児者入所施設入所者医療費を医療費助成の対象とする。	無		無		2008/5/1
千代田区											
中央区											
港区											
新宿区	有	介護給付・訓練等給付 居住系サービスを除き、全世帯利用者負担を3%に軽減(平成21年3月31日迄)但し、居宅介護等の低1、低2については都の施設 地域生活支援事業 移動・日中一時・生活サポートの利用者負担を3%軽減(平成21年3月31日迄)介護給付費との月額上限の統合	有	介護給付・訓練等給付 居住系サービスを除き、全世帯利用者負担を3%に軽減(平成21年3月31日迄)但し、居宅介護等の低1、低2については都の施設 地域生活支援事業 移動・日中一時・生活サポートの利用者負担を3%軽減(平成21年3月31日迄)介護給付費との月額上限の統合	無		有	利用者負担を3%に軽減(平成21年3月31日迄)	有	区立障害者施設(本則は650円)の給食について、利用者負担は一律370円とする。(食材料費相当)平成21年3月31日迄)	2008/5/1
文京区	有	・住民税非課税世帯に属する障害者がホームヘルプサービスを利用する場合、1割の利用者負担を3%に軽減している。 ・地域生活支援事業の利用者負担額に、障害福祉サービスと同じ月額負担上限額を設定している。 ・障害福祉サービスと地域生活支援事業(日常生活用具を除く)を合算した上限額としている。 ・大塚・小石川福祉作業所の利用者を対象に、1割の利用者負担額を、住民税課税世帯は5%に住民税非課税世帯は3%に軽減している。	有	・住民税非課税世帯に属する障害者がホームヘルプサービスを利用する場合、1割の利用者負担を3%に軽減している。 ・地域生活支援事業の利用者負担額に、障害福祉サービスと同じ月額負担上限額を設定している。 ・障害福祉サービスと地域生活支援事業(日常生活用具を除く)を合算した上限額としている。 ・大塚・小石川福祉作業所の利用者を対象に、1割の利用者負担額を、住民税課税世帯は5%に住民税非課税世帯は3%に軽減している。	無		有	補装具と日常生活用具の利用者負担を合算した額を上限としている。	有	区立援護施設利用者の昼食費について、住民税課税世帯については食材料費相当額の1食350円とし、低所得については1食230円としている。	2008/5/1
墨田区	有	ホームヘルプ 児童デイサービス、短期入所の負担軽減 住民税非課税世帯 3% 所得税非課税世帯 5% (平成21年3月まで)	有	ホームヘルプ 児童デイサービス、短期入所の負担軽減 住民税非課税世帯 3% 所得税非課税世帯 5% (平成21年3月まで)	無		無		有	区内法内公立施設通所者の食費を一律(負担区分関係なく)370円とする (平成21年3月まで)	2008/5/1
品川区											
目黒区											



	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
台東区	有	低所得・を対象に資産要件等により上限額の軽減に該当しないもの上限額の50%を助成(21年3月まで) 通所授産施設(就労移行支援・就労継続支援を含む)の利用者負担の全額を助成(21年3月まで) 地域生活支援事業(移動支援・日中一時・地域活動支援センター)と上限額を一体管理 ホームヘルプ・移動支援利用者で課税世帯のうち平成18年3月の利用者負担がなかった者は定率負担10%を5%とし、差額を助成 ホームヘルプ・移動支援利用者で低所得・を対象に定率負担10%を3%とし、差額を助成	有	低所得・を対象に資産要件等により上限額の軽減に該当しないもの上限額の50%を助成(21年3月まで) 通所授産施設(就労移行支援・就労継続支援を含む)の利用者負担の全額を助成(21年3月まで) 地域生活支援事業(移動支援・日中一時・地域活動支援センター)と上限額を一体管理 ホームヘルプ・移動支援利用者で課税世帯のうち平成18年3月の利用者負担がなかった者は定率負担10%を5%とし、差額を助成 ホームヘルプ・移動支援利用者で低所得・を対象に定率負担10%を3%とし、差額を助成	無		有	21年3月まで 低所得・を対象に定率負担10%を5%とし、その差額を助成 日常生活用具と補装具の利用負担を一体的に管理	有	21年3月まで住民税均等割りのみ課税世帯の食費を軽減 入所施設は1日230円を超える食費分を助成 通所施設は1日170円を超える食費分を助成	2008/5/1
江東区	有	ホームヘルプを利用する低所得者に対して定率負担を3%とする	無		無		無		有	平成20年度まで区立通所施設利用者に対して、食費の軽減 課税者360円、課税以外の世帯は230円の負担 その他別途区の独自の軽減もある(区立施設)	2008/5/1
大田区	有	原則として区内居住者に対し、日中活動系サービス(児童デイサービス除く)の負担額(食費は除く)を助成 月額限度額 5,000円	有	一律一定額の負担軽減策設定	無		無		有	(児童)上限月額により一定額の負担軽減	2008/5/1
世田谷区	無		無		無		無		有	区立通所施設の食費を、一般世帯 500円 低所得世帯 230円に定めた。	2008/5/1
渋谷区											
中野区	無		無		無		無		有	通所施設運営事業者に対し、食事提供経費を含めた経営改善支援として補助を行うことにより、利用対象者及び保護者の経済的負担を軽減。補助額は食費のうち人件費相当分程度。	2008/5/1

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
杉並区	有	課税世帯の区民税均等割のみ世帯の負担額を低所得と同様にする(平成20年度まで)	有	こども発達センターの児童デイサービス利用者負担免除(平成20年度まで)	無		有	日常生活用具と合算した上限負担額設定 義務教育就学児(15歳まで)の補装具の購入又は修理に要する費用の利用者負担額を助成	有	食費 650円を超える場合は超えた額を助成	2008/5/1
豊島区	無		有	未就学児の児童デイサービス利用料については無料	無		無		有	通所施設(日中活動)の食費軽減(一般世帯650円 330円)	2008/5/1
北区	有	居宅介護、移動支援、低所得者・を対象に負担を3%に軽減。障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担を統合した上限額を設置	無		無		有	日常生活用具と補装具の利用者負担を統合した上限額を設置	有	通所施設の一般世帯の食費負担を370円/食まで軽減	2008/5/1
荒川区											
板橋区	有		有		無		無		有	通所施設の一般世帯の食費負担を350円に軽減(平成21年3月までの経過措置)	2008/5/1
練馬区	有	一般世帯(所得割16万円を超えた世帯)については、移動支援事業と介護給付を合わせて受けた場合、月額上限額を統合する	有	一般世帯(所得割16万円を超えた世帯)については、移動支援事業と介護給付を合わせて受けた場合、月額上限額を統合する	無		有	盲人安全杖の基準額内利用者負担助成	有	通所施設 一般世帯 一食あたり420円を助成 生活保護、低所得 一食あたり68円を助成	2008/5/1
足立区	無		無		無		無		有	一般世帯の自己負担額のうち、400円を超えた部分を助成 障害児一般世帯の自己負担額のうち、300円を超えた部分を助成	2008/5/1
江戸川区	有	障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額を合算した上限額設定(区分・上限額は法に準じる) 法の高額障害者福祉サービスを地域生活支援事業に適用 低所得を対象にホームヘルプ利用負担を3%に軽減(都・区事業)	有	障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額を合算した上限額設定(区分・上限額は法に準じる) 法の高額障害者福祉サービスを地域生活支援事業に適用 低所得を対象にホームヘルプ利用負担を4%に軽減(都・区事業)	無		有	日常生活用具と合算した負担上限額設定(区分・上限額は法に準じる) 低所得の利用負担額3%に軽減(19・20年度権限措置)	無	区立施設の食費負担額は国基準としている。	2008/5/1

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
葛飾区	無		有	法律に基づく障害児通所 通園施設、児童デイサービス 区民の保護者負担額を全額補助	無		無		有	知的障害者通所授産、更生施設 食材料費相当分のみ利用者負担とし、経費相当分補助 (一般世帯含む)	2008/5/1
八王子市	無		無		無		無		無		2008/5/1
武蔵野市	有	生活保護、市民税非課税、税課税 (所得割非課税) 自己負担なし 市民税課税 (所得割50万円未満) 5% 市民税課税 (所得割50万円以上) 50% (20年3月まで) 70% (21年3月まで) 21年4月から全額自己負担 社会福祉法人武蔵野が運営している施設利用料について 社会福祉法人減免を適用	無		無		有	生活保護、市民税非課税、税課税 (所得割非課税) 自己負担なし 市民税課税 (所得割50万円未満) 5% 市民税課税 (所得割50万円以上) 50% (20年3月まで) 70% (21年3月まで) 21年4月から全額自己負担 社会福祉法人武蔵野が運営している施設利用料について 社会福祉法人減免を適用	有	社会福祉法人武蔵野が障害者総合センターで運営している食事、一食あたり200円の補助	2006/12/30
三鷹市	有	訪問系サービス 低所得 に対し利用者負担3%に減免 通所系サービス 低所得 に対し負担上限月額2,000円を超えた額減免 (最大減免額 4,500円まで)	有	訪問系サービス 低所得 に対し利用者負担3%に減免 通所系サービス 低所得 に対し負担上限月額2,000円を超えた額減免 (最大減免額 4,500円まで)	無		有	市民税所得割非課税世帯の負担額全額助成 市民税所得割課税世帯については1/2助成	無		2008/5/1
青梅市	有	低所得 のホームヘルプ利用負担を3%に軽減 (平成20年度まで)	有	低所得 のホームヘルプ利用負担を3%に軽減 (平成20年度まで)	無		無		無		2008/5/1
府中市	有	平成20年度までの激変緩和措置として、月額負担上限額を次のように引き下げる。 低所得 :7,500円 低所得 :15,000円 一般 (市民税所得割20万円以下) 20,000円 (但し、平成19年4月の国の特別対策の対象となる者は除く)	有	平成20年度までの激変緩和措置として、月額負担上限額を次のように引き下げる。 低所得 :7,500円 低所得 :15,000円 一般 (市民税所得割20万円以下) 20,000円 (但し、平成19年4月の国の特別対策の対象となる者は除く)	無		有	平成20年度まで、補装具の利用者負担額を市が助成。	無		2008/5/1
昭島市											
立川市											
町田市											

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
小金井市	無		無		無		有	低所得、を対象に自己負担額の半額を平成21年3月まで補助	無		2008/5/1
小平市	有	日中一時支援事業に「特別対策」を適用し、障害福祉サービスとの上限負担の合算をしています。 ストマ用装具、紙おむつについて、非課税世帯は負担0円としています	無		無		無		無		2008/5/1
日野市											
東村山市											
国分寺市	無		無		無		有	平成20年度は低 低 の方は原則1割負担の所、7%負担に軽減する。(平成19年度は5%、平成18年度は3%に軽減した)	有	当市の施設に通所している一般世帯の障害者に限り、平成20年度は1日につき250円の補助を行う。	2008/5/1
国立市	無		無		無		有	自己負担を5%補助	無		2008/5/1
福生市											
狛江市											
東大和市											
清瀬市	無		無		無		無		無		
東久留米市	無		有	市立わかかき学園(児童デイ)の利用者のみ、従来の応能負担制度の利用料となるよう軽減措置を設けている。	無		無		無		2008/5/1
武蔵村山市	有	就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター型を利用している者に対して、負担上限額を次の通り軽減 生活保護 0円 低所得 1,870円 低所得 1,870円 一般 4,650円	無		無		有	負担額軽減設定 非課税世帯は5%に軽減 介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業と合算した負担上限額設定	有	一般世帯の市立通所施設の食費を(1食 150円)軽減	2007/6/1
多摩市	無		無		無		有	市民税所得割16万未満世帯無料 市民税所得割16万以上50万未満 上限月額37,200円で費用の5%を負担(平成21年3月)	有	市民税所得割16万以上世帯1日あたり 42単位×級地ごとの単価×90%を補助(平成21年3月まで)	2008/5/1

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
稲城市											
羽村市											
あきる野市	無		無		無		有	日常生活用具と補装具の利用者負担を統合した上限額の設置	無		2008/5/1
西東京市	無		無		無		無		無		2008/5/1
瑞穂町											
日の出町											
檜原村											
奥多摩町											
大島町											
利島村											
新島村											
神津島村											
三宅村	無		無		無		無		無		2008/5/1
御蔵島村	無		無		無		無		無		2008/5/1
八丈町											
青ヶ島村											
小笠原村	無		無		無		無		無		2008/5/1

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
神奈川県	無		無		有	単独助成事業として、重度障害者医療助成制度を実施。	無		無		2008/5/1
横浜市	有	低所得 世帯の利用者負担免除 (施設入所者は除く) 介護給付と地域支援事業の負担額を合算した負担上限額設定 (平成18年4月から3年間)	有	児童性サービス、短期入所 低所得 世帯の利用者負担免除 (施設入所者は除く) 介護給付と地域支援事業の負担額を合算した負担上限額設定 (平成18年4月から3年間) 児童施設 措置時代と同負担 (所得税額に基づき18段階)	無		有	低所得 世帯の利用者負担免除 (平成18年4月から3年間)	無		2007/6/1
川崎市	有	通所サービスの上限月額7,500円 就労移行 継続支援事業 原則無料	有	20歳未満の障害児施設利用者に対して、所得区分に応じて独自に上限額を設け、負担軽減している。	有	重度かつ継続非該当者であつて市民税額20万円未満 上限額20,000円 市民税額40万円未満 上限額40,200円	有	市独自の利用者負担月額上限額を設定	有	通所 250円 / 食(事業者補助)	2008/5/1
横須賀市	有	障害福祉サービスと地域支援事業の負担額を合算した負担上限額設定	有	障害福祉サービスと地域支援事業の負担額を合算した負担上限額設定	無		有	住民税額基準の負担額設定 日常生活用具と合算した負担上限額設定	無		2008/5/1
平塚市	有	地域生活支援事業の日中活動サービス等において、低、低 及び一般の4分の1 軽減対象の方(世帯)の負担率を5%に軽減。 移動支援事業については、介護給付との統合上限管理を実施。	有	地域生活支援事業の日中活動サービス等において、低、低 及び一般の4分の1 軽減対象の方(世帯)の負担率を5%に軽減。 移動支援事業については、介護給付との統合上限管理を実施。	検討中		有	低 低 の方(世帯)の負担率を5%に軽減。	無		2008/5/1
鎌倉市	有	低所得者及び一般階層の一部を含め、上限額の引き下げを実施	無		無		有	日常生活用具給付事業のうち、ストマ用具は自己負担なし	無		2008/5/1
藤沢市	有	低所得者 を対象に利用者上限額15,000円を10,000円まで引下げ、低所得者 を対象に利用者上限額24,600円を21,600円まで引下げ	有	知的障害児通園施設の利用に要した費用に係る自己負担額の一部を助成	無		無		無		2008/5/1

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
小田原市	有	平成19年度から20年度までの経過措置として次のとおり実施 ア 移動支援事業について、すべての利用者の負担率を10%から5%に引き下げる。 イ 日常生活用具費支給事業について、所得税非課税世帯の負担率を10%から5%に引き下げる。 ウ 日中一時支援事業について、低所得1及び2の世帯の負担率を10%から5%に引き下げる。 エ 移動支援事業、日中一時支援事業型(日中利用短期入所事業)の利用者負担額について、介護給付費及び訓練等給付費の利用者負担額と合算の上、障害者自立支援法施行令第17条の負担上限月額を適用する。	有	平成19年度から20年度までの経過措置として次のとおり実施 ア 食事の提供を行う児童デイサービス事業所を利用する者について、食費のうち人件費相当額を助成する。 イ 知的障害児通園施設を利用する者のうち、国の負担軽減措置の対象とならないもの(市民税所得割課税額が10万円以上の世帯)について、食費のうち人件費相当額を助成する。	無		無		有	平成19年度から20年度までの経過措置として次のとおり実施 ア 食事の提供を行う児童デイサービス事業所を利用する者について、食費のうち人件費相当額を助成する。 イ 知的障害児通園施設を利用する者のうち、国の負担軽減措置の対象とならないもの(市民税所得割課税額が10万円以上の世帯)について、食費のうち人件費相当額を助成する。	2008/5/1
茅ヶ崎市	無		無		無		有	補装具の基準額内における自己負担分は、1割になりますが、低所得世帯、児童に関しては市が助成しています。	無		2008/5/1
逗子市	無		無		有	重度障害者の医療費について、保健診療の一部自己負担分を助成	無		無		2008/5/1
相模原市	有	在宅・通所サービス及びグループホーム・ケアホームの利用者負担上限額について、低所得は2,500円、低所得及び一般のうち所得税非課税世帯は5,000円としている。(平成20年度までの時限措置)	有	在宅・通所サービス及びグループホーム・ケアホームの利用者負担上限額について、低所得は2,500円、低所得及び一般のうち所得税非課税世帯は5,000円としている。(平成20年度までの時限措置)	無		有	低所得、低所得及び一般のうち所得税非課税世帯は利用者負担無しとしている。また、一般世帯(所得税課税)については、日常生活用具と補装具の利用者負担を統合して上限額を管理している。	無		2008/5/1
三浦市	有	介護給付、旧法施設入所、地域支援事業(移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター)の負担額と合算した負担上限額設定	有	介護給付、旧法施設入所、地域支援事業(移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター)の負担額と合算した負担上限額設定	無		無		無		2007/6/1

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
秦野市	有	自立支援給付(医療、補装具除く)地域生活支援事業の負担額と合算した負担上限月額を設定	有	自立支援給付(医療、補装具除く)地域生活支援事業の負担額と合算した負担上限月額を設定	無		有	日常生活用具の負担額と合算した負担上限月額を設定	無		2007/5/11
厚木市	有	具体的な軽減措置は行っていないが、国障害福祉サービスと地域生活支援事業(移動支援、日中一時)を利用した場合、利用者負担の上限統合管理を行っている。	有	具体的な軽減措置は行っていないが、国障害福祉サービスと地域生活支援事業(移動支援、日中一時)を利用した場合、利用者負担の上限統合管理を行っている。	無		有	課税世帯については、障害福祉サービスの軽減策に準ずる。市民税非課税世帯の利用者負担額は市にて補助。	無		2008/5/1
大和市	有	就労促進のため、就労移行支援サービス利用者に対して利用者負担額を1年間に限り全額助成	無		無		有	成長に合わせた児童の補装具作成頻度を助成し、18歳未満の利用者負担のうち半額を助成	有	知的障害児通園施設利用児童の給食費を全額助成	2008/5/1
伊勢原市	無		無		無		無		無		2008/5/1
海老名市	無		無		無		有	補装具の自己負担分については全額市で助成。日常生活用具については自己負担なし	無		2008/5/1
座間市	無		無		有	身障3・4級B1 B2は保険診療に伴う自己負担分3割のうち2割を助成。精神通院受給者証が精神手帳所持者の自己負担分を助成。更生医療、育成医療の自己負担分を助成。	有	低所得者 ・ の自己負担分1割を助成	無		2008/5/1
南足柄市	無		無		有	自立支援医療費(精神通院医療)の医療費1/2助成 月額負担上限額が1万円以下の者対象	無		無		2008/5/1
綾瀬市	有	日中一時支援事業、移動支援事業支給決定者のうち、非課税世帯及び生保世帯については費用負担無し (自立支援給付については無)	有	日中一時支援事業、移動支援事業支給決定者のうち、非課税世帯及び生保世帯については費用負担無し (自立支援給付については無)	無		有	自己負担額の1割全額助成	有	市営の知的障害児通園施設については利用者全て食費負担額を100%減免	2008/5/1



	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
葉山町	有	国制度と地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援に限る)の上限額を統合	有	葉山町直営の児童デイサービス(基準該当)は利用者負担なし	無		無		無		2008/5/1
寒川町	無		無		有	健康保険加入者で、身障手帳1～4級または、療育手帳A～B1所持者は、保険診療の自己負担を助成	無		無		2006/12/30
大磯町	無		無		有	自立支援医療(精神通院)の自己負担分の1/2を助成する	無		無		2008/5/1
二宮町	無		無		有		有	補装具の自己負担分については所得に応じて全額又は半額の補助あり。 日常生活用具については、ストマ用具のみ所得に応じて全額又は半額の補助あり。	無		2008/5/1
中井町	無		無		有		有	負担額2万円(上限)まで助成	無		2008/5/1
大井町	有	自立支援給付と地域生活支援事業の移動支援、日中一時支援の利用者負担上限額管理を同一とする	有	自立支援給付と地域生活支援事業の移動支援、日中一時支援の利用者負担上限額管理を同一とする	無		有	自己負担分の助成(6万円まで)	無		2008/5/1
松田町											
山北町	無		無		無		無		無		2008/5/1
開成町	無		無		無		有	日常生活用具と補装具の利用者負担を統合した上限額を設置	無		2008/5/1
箱根町	無		無		有	自立支援医療(精神通院)の自己負担分を助成する(国保のみ)	有	町民税非課税世帯の利用負担なし	無		2008/5/1
真鶴町											
湯河原町	無		無		無		無		無		2008/5/1
愛川町	有	地域生活支援事業における移動支援事業と日中一時支援事業の統合上限管理	有	地域生活支援事業における移動支援事業と日中一時支援事業の統合上限管理	無		有	・日常生活用具と補装具の利用者負担を統合した上限額を設置 ・低所得1、低所得2の利用者負担額を助成	無		2008/5/1
清川村	無		無		無		有	利用者負担助成	無		2007/6/1

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
山梨県	無		無		有	中間所得層で上限負担が設定されず、かつ重度心身障害者医療費助成の対象とならない者(身体障害者手帳4～6級の者)に対し、育成医療と同じ負担上限額を設定し、越えた分を県が補助。	無		有	低所得、を对象に負担額全額を補助。(平成20年まで)	2008/5/1
甲府市	有	原則1割負担。但し利用者の所得や資産に応じて負担軽減のために減免や上限負担額がある。			有	自立支援医療・・・原則1割負担。但し世帯の所得や疾病の状況により、月額の上限額設定など、自己負担の軽減措置あり。一定所得以上で対象外となる。 重度心身障害者医療費助成制度・・・医療費の一部負担金、薬剤一部負担金、訪問看護基本利用料を助成。	有	原則として1割負担。ただし世帯の所得状況に応じて軽減措置及び月額上限額がある。また、一定所得以上の世帯は制度の対象外になる。	有	重度心身障害者医療費助成制度・・・入院中にかかる食事代の標準負担額を助成	2008/5/1
富士吉田市											
都留市	無		無		無		無		無		2008/5/1
山梨市	無		無		無		無		無		2008/5/1
大月市	無		無		無		無		無		2008/5/1
韮崎市	無		無		無		無		無		2008/5/1
南アルプス市	無		無		無		無		無		2008/5/1
北杜市											
甲斐市											
笛吹市											
上野原市											
甲州市	無		無		無		無		無		2008/5/1
中央市											
市川三郷町											
増穂町	無		無		無		無		無		2008/5/1
鯉沢町											
早川町											
身延町											
南部町											
昭和町											
道志村											
西桂町											
忍野村											
山中湖村											
鳴沢村											
富士河口湖町	無		無		無		無		無		2008/5/1
小菅村	無		無		無		無		無		2008/5/1
丹波山村											

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
長野県	無		無		無		無		無		2008/5/1
長野市	有	20歳未満の障害者(児)の利用者負担額の1/6を支給対象施設(事業)及び所得要件 旧法指定施設(前年所得税額7万円以下) 知的障害児施設・通園施設、重症心身障害児施設、肢体不自由児施設(前年所得税額 入所4万円以下 通所7万円以下) 児童デイ(前年所得税額4万円以下) 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(前年所得税額7万円以下) 施設入所支援(前年分所得税額4万円以下)	有	20歳未満の障害者(児)の利用者負担額の1/6を支給対象施設(事業)及び所得要件 旧法指定施設(前年所得税額7万円以下) 知的障害児施設・通園施設、重症心身障害児施設、肢体不自由児施設(前年所得税額 入所4万円以下 通所7万円以下) 児童デイ(前年所得税額4万円以下) 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(前年所得税額7万円以下) 施設入所支援(前年分所得税額4万円以下) 上記、利用者負担軽減の児童該当分	無		無		無		2008/5/1
松本市	無		無		有	自立支援医療の1割負担に対して国保加入者は市で負担	無		無		2008/5/1
上田市	無		無		有	当市国民健康保険加入者で自立支援医療(精神通院)受給者に対し、自己負担分を付加給付し、無料受診ができるようにしている。福祉医療の独自枠の設定	無		無		2008/5/1
岡谷市	無		無		無		無		無		2008/5/1
飯田市	検	地域生活支援事業を含めた上限管理									2006/12/30
諏訪市	有	地域生活支援事業において利用者負担を設定している。日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター(型)について低所得世帯においては利用者負担を0円(無料)としている。	有	地域生活支援事業において利用者負担を設定している。日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター(型)について低所得世帯においては利用者負担を0円(無料)としている。	有	身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1～B1、精神保健福祉手帳1級の方については、福祉医療費給付制度により医療機関窓口で支払いいただいた保険診療料分の金額について後日、手数料(1医療機関300円/月)を除いた金額が戻ることで医療費負担を軽減している	無		無		2008/5/1
須坂市											
小諸市											
伊那市	有	就労支援等の利用者負担の軽減 20年6月まで補助	無		無		無		無		2008/5/1
駒ヶ根市	有	就労継続支援B型 工賃収入の5%	無		無		無		無		2007/5/11

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
中野市											
大町市											
飯山市											
茅野市	無		無		無		無		無		2007/5/11
塩尻市	無		無		無		無		無		2007/5/11
佐久市	無		無						有	非課税世帯の負担額補助	2007/5/11
千曲市											
東御市											
安曇野市	無		無		有	自立支援医療(精神通院)受給者で国民健康保険加入者の場合、自己負担を国保で負担している	無		無		2008/5/1
小海町	無		有	全額町負担	無		無		無		2008/5/1
川上村											
南牧村	無		有	児童デイサービスの利用負担全額給付(指定の事業所のみ)	無		無		無		2007/5/11
南相木村	無		無		無		無		無		2008/5/1
北相木村											
佐久穂町											
軽井沢町											
御代田町											
立科町											
青木村	検										2006/12/30
長和町	検										2006/12/30
下諏訪町											
富士見町											
原村	無		無				有	自己負担額を村で補助	無		2008/5/1
辰野町	検		検		無		無		無		2008/5/1
箕輪町	検		検		無		検		無		2007/5/11
飯島町											
南箕輪村											
中川村	無		無		無		無		無		2008/5/1
宮田村											
松川町	無		無		無		無		無		2007/5/11
高森町											
阿南町	検										2006/12/30
清内路村											
阿智村	検										2006/12/30
平谷村	無		無		無		無		無		2007/5/11
根羽村											
下條村	無		無		無		無		無		2008/5/1

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
売木村											
天龍村											
泰阜村											
喬木村	無		有	利用者負担額1/2補助(償還払い)	無		無		無		2008/5/1
豊丘村											
大鹿村											
上松町	無		無		無		無		無		2008/5/1
南木曾町											
木祖村											
王滝村											
大桑村											
木曾町	無		無		無		無		無		2008/5/1
麻績村											
生坂村											
波田町	無		無		無		無		無		2008/5/1
山形村											
朝日村	無		無		有	自立支援医療の精神通院分のみ給付	無		無		2008/5/1
筑北村	無		無		無		無		無		2008/5/1
池田町	無		無		無		無		無		2007/5/11
松川村	無		無		無		無		無		2008/5/1
白馬村	無		無		有	自立支援医療の精神通院分のみ給付(国保加入者)	無		無		2007/5/11
小谷村	無		無		無		無		無		2008/5/1
坂城町	有	一割負担 生活保護世帯及び町民税非課税世帯は0円	有	一割負担 生活保護世帯及び町民税非課税世帯は0円	無		無		無		2008/5/1
小布施町											
高山村											
山ノ内町	検										2006/12/30
木島平村	無		無		無		有	原則100分の10に相当する額(町民税課税状況等により軽減措置あり)	無		2008/5/1
野沢温泉村											
信州新町	検										2006/12/30
信濃町											
小川村	無		無		無		無		無		2007/5/11
中条村											
飯綱町											
栄村											

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
新潟県	無		無		無		無		無		2008/5/1
新潟市	有	介護給付費等・地域生活支援事業の一部(移動支援・生活サポート・日中一時支援)にかかる利用者負担の統合上限を設定している。 低所得世帯の場合、利用負担額の3割、一般世帯の場合は2割を市が助成する。(平成20年度まで)	有	介護給付費等・地域生活支援事業の一部(移動支援・生活サポート・日中一時支援)にかかる利用者負担の統合上限を設定している。 低所得世帯の場合、利用負担額の3割、一般世帯の場合は2割を市が助成する。(平成20年度まで)	有	統合上限はなし 制度内容は別紙のとおり	有	利用者負担軽減については、日常生活用具と同じ。(別紙要綱のとおり) 統合上限はなし。	無		2008/5/1
長岡市	有	地域生活支援事業のうち、移動支援事業の個別支援型については、利用者負担「0」としている。 地域生活支援事業の利用者負担と介護給付費・訓練等給付費の利用者負担を統合した上限額を設定している。	有	地域生活支援事業のうち、移動支援事業の個別支援型については、利用者負担「0」としている。 地域生活支援事業の利用者負担と介護給付費・訓練等給付費の利用者負担を統合した上限額を設定している。 児童デイサービスについては、利用者負担「0」としている。	無		無		無		2008/5/1
三条市											
柏崎市	有	障害福祉サービスと地域生活支援事業のうち、移動支援事業、日中一時支援事業、生活サポート事業、地域活動支援センター型の定率負担分について利用負担を統合した上限額を設置	有	障害福祉サービスと地域生活支援事業のうち、移動支援事業、日中一時支援事業、生活サポート事業、地域活動支援センター型の定率負担分について利用負担を統合した上限額を設置	無		無		有	地域生活支援事業のうち、定率負担を生じる(移動支援、日中一時支援、生活サポート、地域活動支援センター型)の食事提供体制加算の設定	2008/5/1
新発田市											
小千谷市	無		無		無		無		無		2007/6/1
加茂市											
十日町市	無		無		無		無		無		2008/5/1
見附市	有	地域生活支援事業と介護給付費を合算して上限管理している	有	地域生活支援事業と介護給付費を合算して上限管理している	有	自立支援医療による助成後の自己負担額の3割分を助成	無		無		2008/5/1
村上市	無		無		無		無		無		2008/5/1
燕市	無		無		無		有	利用者負担額の1/2助成	無		2007/6/1
糸魚川市	無		無		無		無		無		2008/5/1
妙高市	無		無		無		無		無		2008/5/1

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
五泉市	有	短期入所と生活介護(基準該当含む)の送迎費を全額補助 福祉サービスと地域生活支援事業の利用負担を合算した負担上限額を設定	有	福祉サービスと地域生活支援事業の利用負担を合算した負担上限額を設定	無		無		無		2007/6/1
上越市	有	障害福祉サービスと地域生活支援事業(日中一時支援、移動支援、生活サポート訪問入浴)の利用者負担を統合した上限額を設置。(上越市障害福祉サービス利用者負担額助成要綱のとおり)	有	障害福祉サービスと地域生活支援事業(日中一時支援、移動支援、生活サポート訪問入浴)の利用者負担を統合した上限額を設置。(上越市障害福祉サービス利用者負担額助成要綱のとおり) 児童デイサービスの利用者負担を無料。	無		有	日常生活用具と補装具の利用者負担を統合した上限額を設置。(上越市障害福祉サービス利用者負担額助成要綱のとおり)	無		2008/5/1
阿賀野市											
佐渡市	有	障害福祉サービス(介護給付費及び訓練等給付費)の支給者全員を対象に利用者負担額(定率負担分に限る)の20%を補助	有	障害福祉サービス(介護給付費及び訓練等給付費)の支給者全員を対象に利用者負担額(定率負担分に限る)の20%を補助	無		無		無		2008/5/1
魚沼市											
南魚沼市	有	福祉サービスと地域生活支援事業の利用負担を合算した負担上限額を設定	有	福祉サービスと地域生活支援事業の利用負担を合算した負担上限額を設定	無		無		無		2008/5/1
胎内市	無		無		無		無		無		2008/5/1
聖籠町	無		無		有	自立支援医療の利用負担額を50%助成	無		無		2007/6/1
弥彦村											
田上町	有	町が事業者である指定障害福祉サービスのうち、負担軽減措置対象外の利用料を3割助成	無		無		無		無		2007/6/1
阿賀町											
出雲崎町	無		無		無		無		無		2007/6/1
川口町	無		無		無		無		無		2008/5/1
湯沢町											
津南町	無		無		無		無		無		2008/5/1
刈羽村	無		無		無		無		無		2007/6/1

	利用者負担軽減策		児童に対する利用者負担軽減策		医療負担軽減策		補装具等負担軽減策		食費等負担軽減策		備 考
	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	有無	内 容	
関川村	無		無		有	・精神障害者医療費助成 外来、調剤...自己負担1/2 入院...課税世帯 自己負担の 3/10 非課税 自己負担の1/2 を助成	無		無		2008/5/1
荒川町	無		無		無		無		無		2007/6/1
神林村											
朝日村	有	自立支援給付(介護給付、訓練等給付)と地域生活支援事業(移動支援、日中一時支援、訪問入浴)の利用負担を合算した負担上限額を設定	有	自立支援給付(介護給付、訓練等給付)と地域生活支援事業(移動支援、日中一時支援、訪問入浴)の利用負担を合算した負担上限額を設定	無		無		無		2007/6/1
山北町	無		無		無		無		無		2007/5/11
粟島浦村											